

株 主 各 位

大阪市淀川区塚本一丁目15番27号

DCダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

代表取締役社長CEO兼グループCEO 小野 有 理

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時 ※ 受付開始：午前9時20分 |
| 2. 場 所 | 大阪市淀川区西宮原1丁目3-35
大阪ガーデンパレス 2階 「桐」及び「桜」 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第4期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役2名選任の件 |

4. 招集に当たっての決定事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告のうち、業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
- ②連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

以 上

当社ウェブサイト <https://www.diaelec-hd.co.jp/ir/>

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、当社ではお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日、当社では地球温暖化対策の一環として、軽装（エコスタイル）で対応させていただきます。株主様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

当社第4期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症（「COVID-19」）の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。
株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- ・株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

2. 当社の対応について

- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営係員がお声掛けをさせていただきます。場合がございましたら、予めご了承ください。
- ・株主総会会場におきましては、受付前に検温をさせていただきます。場合がございましたら、また、マスクの着用やアルコール消毒液の使用等についてご協力をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、発熱等の症状が見られる場合には、入場をお断りさせていただきます。
- ・同じく会場内では、席の間隔を空けてご着席をお願いする場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

・ 全般的概況

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）における世界経済は、主要国におけるワクチン接種の更なる進捗により、新型コロナウイルスの猛威がようやく終息するかに見えたものの、オミクロン株の爆発的感染拡大もあり、景気回復に向けた機運がそがれ続けました。ただし、各国の新常態に向けた政策が明らかになるなかで、世界各地の観光地は従来の賑わいを取り戻しつつあり、また、各種スポーツイベントでは多くの観客が熱狂する様が見られました。

他方、2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、小さな希望を抱いて新常態に向かう人々に大きな暗い影を落としています。一日も早く平和が訪れることを心から願ってやみません。当然、当社を取り巻く経済環境もまた、コロナ禍に端を発した想定を上回る長期的なサプライチェーンの歪み、かつてない原材料高や材料調達難、そして上記ロシアによるウクライナ侵攻の長期化により、見通しが更に難しく、精密な舵取りが要求されています。

国内経済におきましても、同様の爆発的感染拡大による日本らしい慎重な感染対策は今も変わらず、ウイルスによる健康被害、特に死亡者数は他国に比べ抑えられているものの、経済の徹底した停滞は否めず、景気回復の時期はますます不透明と言わざるを得ません。加えて、何よりも半導体の絶対的な不足を中心としたサプライチェーンの不安は、引き続き私たちものづくり企業にとって非常に大きな脅威となっており、鉄、銅、原油価格の上昇、電子部品については価格上昇のみならず同じく供給不足に悩まされる毎日が歳末どころか期末まで続く始末でした。

それでも、厳しいコロナ惨禍の制約のなかで開催された東京五輪や東京パラ

オリンピック、北京五輪や北京パラリンピックにてアスリート達が躍動したこと、その後世界各国で開催されているラグビーやその他多くのスポーツイベントで、同じくアスリート達が躍動し、多くのつめかけた観客が久方ぶりの熱狂に浸れていること大慶の至りであります。

このような状況の下、当社グループは、変わらず「D S A 2021再点火反転攻勢版」にて策定した「車と家をものづくりでつなぐ」を更に具現化すべく2021年6月7日にリリースした「再点火反転攻勢のむこうがわ」に基づき、「必達目標」と「次の狙い」を定め、新常态及び脱炭素社会で求められる再生可能エネルギー拡大の中心となるパワーコンディショナ並びに蓄電システム、電動化を含むモータリゼーション並びにエアコンのインバータ化の世界的展開等への電力変換技術を核とした技術、それらの深化及び発展、加えて収益構造の更なる強化、E S G経営の強化に連戦猛進してまいりました。

なお、2021年10月1日には、グループの中核事業会社である「ダイヤモンド電機」の製造以外の機能を「田淵電機」に統合し、名実とも「ONE TEAM」として新たに「ダイヤゼブラ電機株式会社」としてスタートを切っております。

最後になりますが、2年以上に及び未知のウイルスと闘ってきた医療関係者の方々、学校に行けぬ子供達のケアや人々の生活を守るために働いてきた方々に最大限の敬意と感謝を表します。そして、ゆえなき戦争で命を奪われ、或いは生活を奪われた全ての人々に哀悼の意を表し、重ねて、一日も早い平和が訪れることを願ってやみません。

当連結会計年度の売上高は762億71百万円（前期比8.0%増）、営業利益は4億92百万円（前期比78.1%減）、経常利益は12億68百万円（前期比48.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億87百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益95百万円）となりました。営業利益の減少につきましては、売上高が新型コロナ禍による需要低迷から回復しつつあったなか、材料費の上昇による売上総利益率の悪化、エネルギーソリューション事業における世界的な半導体不足による生産低迷等の影響を受けたことによるものです。一方、当期純利益の増加につきましては、為替差益が発生し、また、アメリカの新型コロナウイルス感染症に係る雇用保護政策であるPaycheck Protection Program（給与保

護プログラム) ローンの返済が免除されたことにより「債務免除益」を特別利益に計上し、更に、国内連結納税制度の税効果により繰延税金資産を計上したことによるものであります。

- ・事業別概況

- (自動車機器事業)

- 自動車機器事業は、世界的な半導体不足や新型肺炎の感染拡大による生産台数調整はありましたが、昨年の販売減少からは回復し、売上高275億4百万円(前期比12.7%増)となりました。利益面では原材料価格の高騰、物流価格の上昇や北米での人手不足による人件費上昇などの影響を受け、セグメント損失は15億64百万円(前期はセグメント損失14億31百万円)となりました。

- (エネルギーソリューション事業)

- エネルギーソリューション事業は、第2四半期まで好調であった蓄電ハイブリッドシステム(E I B S 7)が第3四半期以降、世界的な半導体不足により生産が停滞し、売上高219億32百万円(前期比8.0%減)となりました。利益面でも上記売上高減少の影響を受け、セグメント利益は37億87百万円(前期比16.2%減)となりました。

- (電子機器事業)

- 電子機器事業は、電子部品の調達逼迫による生産減少の影響はありましたが、グローバルにおける冷暖房機器用部品の販売が増加したことにより、売上高268億34百万円(前期比19.8%増)となりました。利益面においては、半導体及び電子部品の高騰や入手難による生産ロス、更には銅や鉄などの原材料価格の上昇の影響を受け、セグメント利益は2億77百万円(前期比66.4%減)となりました。

事業区分別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高(百万円)	前期比増減(%)	構成比(%)
自動車機器(点火コイル他)	27,504	12.7	36.1
エネルギーソリューション(パワーコンディショナー他)	21,932	△8.0	28.8
電子機器(制御リレー他)	26,834	19.8	35.2
合計	76,271	8.0	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、新製品の受注に伴い、新機種・新加工方法対応への設備投資を中心に行い、生産の合理化と能力の増強を図りました。その結果、当連結会計年度の設備投資総額は、34億3百万円となりました。

主な設備投資の内訳は、米国子会社の新機種立ち上げによる生産設備及び、国内子会社の新工場建設等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、研究開発投資資金及び設備投資資金を安定的かつ効率的に調達するために、取引銀行10行と総額85億円のシンジケートローン契約、株式会社三菱UFJ銀行と総額30億円の金銭消費貸借契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第1期 (2019年3月期)	第2期 (2020年3月期)	第3期 (2021年3月期)	第4期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	55,610	71,012	70,639	76,271
経常利益(百万円)	391	143	2,470	1,268
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	143	△1,776	95	1,287
1株当たり当期純利益(円)	39.78	△340.43	13.90	179.04
総資産(百万円)	53,761	51,183	64,085	68,727
純資産(百万円)	8,745	6,111	7,185	10,176
1株当たり純資産額(円)	1,972.26	877.13	1,020.95	1,380.52

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又 は 出 資 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ダイヤゼブラ電機株式会社	333百万円	100.0%	点火コイル等及び電子機器用変成器、電源機器及び電子機器等の販売
ダイヤモンド電機株式会社	333百万円	100.0%	点火コイル等の製造
ダイヤモンド電子株式会社	80百万円	86.3%	自動車用電装品及び電子機器の製造販売
ゼブラ電子株式会社	100百万円	100.0%	電子機器用電源機器の製造
米国ダイヤモンド電機	30,450千米ドル	100.0%	点火コイル等の製造販売
ハンガリーダイヤモンド電機	2,300千ユーロ	100.0%	点火コイル等の製造 電子機器の製造販売
中国ダイヤモンド電機（蘇州）	9,524千米ドル	100.0%	点火コイル等の製造販売
中国ダイヤモンド電機国際貿易（蘇州）	600千米ドル	100.0%	点火コイル等及び電子機器の販売
インドダイヤモンド電機	686百万ルピー	100.0%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
タイダイヤモンド電機	222百万タイバツ	99.9%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
韓国ダイヤモンド電機	700百万ウォン	100.0%	点火コイル等の販売
インドネシアダイヤモンド電機（販売）	1,200千米ドル	98.3%	点火コイル等の販売

会 社 名	資 本 金 又 は 出 資 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
インドネシアダイヤモンド電機（製造）	3,500千米ドル	98.6%	点火コイル等の製造販売
タイダイヤゼブラ電機	100百万タイバーツ	100.0%	電子機器用変成器及び電源機器の製造販売
中国ダイヤゼブラ電機（上海）	6,500千米ドル	100.0%	電子機器用変成器の製造販売
ベトナムダイヤゼブラ電機	12,449千米ドル	100.0%	電子機器用変成器の製造販売

（注）当社の議決権比率には、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。

③ その他の重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金 又 は 出 資 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
韓国トランス株式会社	3,760百万ウォン	44.2%	変成器及びマグネットワイヤの製造販売
煙台東山電機有限公司	57,941千元	44.2%	変成器及びマグネットワイヤの製造
江西碧彩田淵変圧器有限公司	25,000千元	50.0%	電子機器用変成器の製造販売

（注）当社の議決権比率には、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

コロナ禍に端を発した想定を上回る長期的なサプライチェーンの歪みから、かつてない原材料高や材料調達難に見舞われ、また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化により、見通しが更に難しくなっており、大きな課題と捉えております。また、脱炭素社会への対応、電動化を含むモータリゼーション並びにエアコンのインバータ化の世界的展開等の既存ビジネスの更なる発展、エネルギーミックスの推進を当社の中長期的な機会と捉え、下記事項を重点方針として取り組んでおります。

① サプライチェーン強靱化の取り組み

当社御仕入先様持株会組織である「All Diamonds」の企業様との連携と社長以下挙社一致の体制によりグローバルサプライチェーンの再構築を進めてまいります。

② エネルギーの効率的な利活用に焦点を当てた技術開発

「車と家をものづくりでつなぐ」を具現化すべく、脱炭素社会で求められる再生可能エネルギーの更なる拡大を目指し、太陽光発電（PV）と電気自動車（EV）と蓄電池の3つの電源を組み合わせ、人工知能（AI）を使って、平時でも有事でも最適制御できる多機能パワーコンディショナの製品化やモータリゼーションの電動化への移行に沿ったOBC開発の推進並びにエアコンのインバータ化の世界的展開等への電力変換技術を核とした技術、それらの深化及び発展に注力してまいります。

③ 収益構造の更なる強化

金型設計・製造、プラスチック成型部品の試作品製作などを主たる事業とする、株式会社クラフトの仲間化により、「お客様要求品質第一に徹する」グループ全体のものづくりの力を高めお客様に貢献するとともに、収益構造改善にもつなげてまいります。また上記改善を、当社御仕入先様持株会組織である「All Diamonds」の企業様方々とともに進めてまいります。

④ ESG経営の強化

現社長により刷新された経営理念の下策定された経営計画書を憲法に、監査等委員会設置会社としての企業統治、加えて、ESG即ち、環境整備・地域共生・

耀き疾走する働く仲間達を大切にす経営を通じて、持続的成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

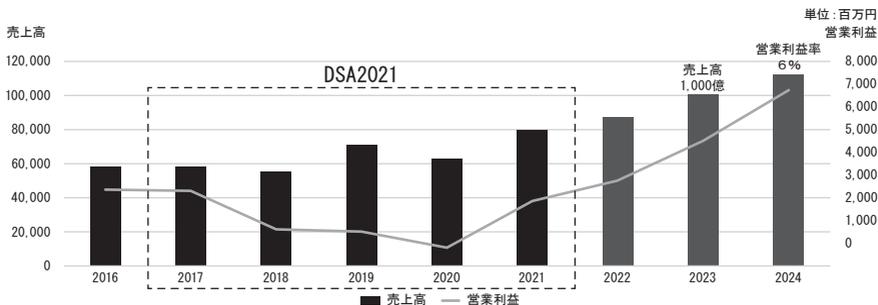
(ご参考) 中期経営計画の概要

当社グループは、「DSA2021再点火反転攻勢版」にて策定した「車と家をものづくりでつなぐ」を更に具現化すべく「再点火反転攻勢のむこうがわ」を策定し、「必達目標」と「次の狙い」を定め、新常态及び脱炭素社会で求められる再生可能エネルギー拡大の中心となるパワーコンディショナ並びに蓄電システム、電動化を含むモータリゼーション並びにエアコンのインバータ化の世界的展開等への電力変換技術を核とした技術、それらの深化及び発展、加えて収益構造の更なる強化、ESG経営の強化に連戦猛進しております。

■事業戦略概要

	自動車機器	エネルギーソリューション	電子機器
必達目標	点火コイル 世界シェアNO.1	住宅用蓄電システム 国内シェア1位の堅持	国内インバータエアコン リアクタ市場シェア1位 主要お客様内占有率 トップ3獲得
次の狙い	パワーエレクトロニクス技術 次世代電動車への 採用及びグローバル展開	上記シェアの拡大 産業用パワコンの強化による グローバルな脱炭素への寄与	インバータエアコン グローバル展開の追従及び寄与 電動車及び再エネ製品市場への 電力変換機器の投入

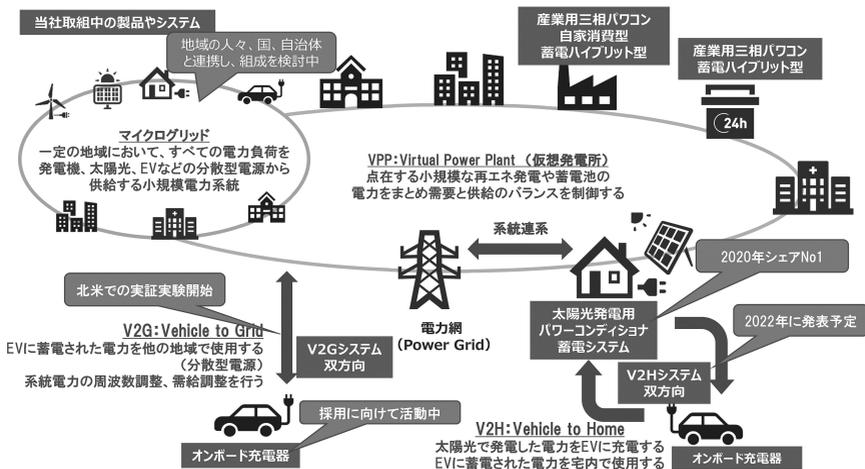
■ 経営指標目標



策定時 : 2021年度 売上高1,000億円、営業利益率6%、ROE15%以上
 再点火反転攻勢版
 : 2023年度 売上高1,000億円、2024年度 営業利益率6%、ROE15%以上

■ 【車と家をものづくりでつなぐ】技術への取り組み

「再生可能エネルギーを使い、電気自動車 (EV) を走らせ、災害時にはEVに貯めた電気を使う、貯めた電気は地域間で融通しあう」こうした世界の実現が近づいています。当社はVPPに向けて、V2H・V2Gを実現するための開発を行っております。



(ご参考) 当社グループにおけるサステナビリティ取り組みについて

当社は「ものづくりを通じてお客様の発展に寄与し、信頼を積み重ね、社会の豊かさに貢献する」という経営理念のもと、エネルギーの利活用に長じた企業としてCO₂排出削減と災害に対するレジリエンス（回復力・復元力）向上に資する技術開発を推進しております。これらの取り組みは、国連が定める持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）のうち、下記のSDGsに直接的、間接的に貢献いたします。



■RE100達成

当社は2020年12月1日にRE100に加盟いたしました。2050年までにグローバルでCO₂排出ゼロの「ものづくり」を目指すべく、再生可能エネルギーの導入や新工法等による省エネルギーの取り組みを行うと共に、当社のサプライチェーンについてもCO₂排出削減に向けた活動を推進してまいります。



※「RE100（「Renewable Electricity 100%」の略）」とは、事業活動で消費する電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際イニシアチブです。

当社グループは、『ものづくり企業として社会の豊かさに貢献すること』を標榜する「経営理念」の下、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。具体的には、再生可能エネルギー関連事業並びにエネルギーの効率的な利活用及びCO₂排出削減を目指す「ものづくり」を行ってきた当社グループだからこそ、再生可能エネルギー由来の電力調達推進にも大きく貢献することができると考えております。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループでは、以下の3つの事業を柱とした部品の製造及び販売とこれに付帯関連する事業を営んでおります。

- ① 自動車用点火コイル及び電装品の自動車機器事業
- ② パワーコンディショナ及び蓄電ハイブリッドシステムなどのエネルギーソリューション事業
- ③ 冷暖房用及び給湯用着火装置、電子制御機器などの電子機器事業

(6) 企業集団の主要拠点等 (2022年3月31日現在)

本社 大阪市淀川区塚本一丁目15番27号

DZ-Lab. 大阪市淀川区田川二丁目8番7号

東京支社 東京都千代田区神田錦町三丁目18番3号

	会社名(事業所・工場名)	所在地
国内拠点	ダイヤゼブラ電機株式会社(本社)	大阪市淀川区
	ダイヤモンド電機株式会社	鳥取県鳥取市
	新潟ダイヤモンド電子株式会社(現ダイヤモンド電子株式会社)	新潟県燕市
	ゼブラ電子株式会社	栃木県大田原市
海外拠点	米国ダイヤモンド電機	アメリカ合衆国
	ハンガリーダイヤモンド電機	ハンガリー
	ルクセンブルクダイヤモンド電機	ルクセンブルク大公国
	中国ダイヤモンド電機(蘇州)	中華人民共和国
	中国ダイヤモンド電機国際貿易(蘇州)	中華人民共和国

	会 社 名 (事 業 所・工 場 名)	所 在 地
海 外 拠 点	インドダイヤモンド電機	インド
	タイダイヤモンド電機	タイ王国
	韓国ダイヤモンド電機	大韓民国
	インドネシアダイヤモンド電機 (販売)	インドネシア共和国
	インドネシアダイヤモンド電機 (製造)	インドネシア共和国
	ベトナムダイヤモンド電機	ベトナム社会主義共和国
	タイダイヤモンド電機	タイ王国
	中国ダイヤモンド電機 (上海)	中華人民共和国
	ベトナムダイヤモンド電機	ベトナム社会主義共和国

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
4,156名 (1,022 名)	▲343名 (275名)

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,859百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	7,908百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,918百万円
株 式 会 社 鳥 取 銀 行	2,835百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,595百万円

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

行使価額修正条項及び行使許可条項付第三者割当による新株予約権等の行使状況等

	第2回新株予約権 (行使価額修正条項及び行使許可 条項付)	第3回新株予約権 (行使価額修正条項及び行使許可 条項付)
割 当 日	2021年3月18日	2021年3月18日
発 行 新 株 予 約 権 数	4,200個	3,500個
行 使 期 間	2021年3月19日から 2023年3月20日	2021年3月19日から 2023年3月20日
行 使 許 可 期 間	2021年6月9日から 2021年9月3日	—
行使許可期間の交付株式数	347,700株	0株
行使許可期間の権利行使に 係る平均行使価格等	2,562円	—
行使許可期間の権利行使に 係る資金調達額	890百円	—
行使許可期間に行使された 新株予約権の数及び発行総 数に対する行使比率	3,477個 (発行総数の82.8%)	0個
2021年4月1日時点におけ る未行使の新株予約権の数	3,477個	3,500個
2022年3月末日における未 行使の新株予約権の数	0個	3,500個

取締役の指名・報酬（監査等委員会の役割）

【指名】

- ◆取締役選任・解任案を審議し、取締役会へ答申いたします。
- ◆最高経営責任者及び社外取締役候補者の後継者計画の策定及び運用状況を審議し、取締役会へ答申いたします。

【報酬】

- ◆代表取締役が取締役会に提示する取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬水準及び指標、個人別基本報酬額等の案の妥当性を審議し、取締役会へ答申いたします。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年 3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO 兼 グループ CEO	小野 有理	ダイヤゼブラ電機株式会社代表取締役社長 CEO ダイヤモンド電機株式会社代表取締役社長 CEO ゼブラ電子株式会社代表取締役社長 CEO
取締役	吉田 夢佳志	大東プレス工業株式会社相談役 一般社団法人日本自動車部品工業会理事職 一般社団法人大阪金属プレス工業会相談役
取締役	岡本 岳	岡本・豊永法律事務所共同パートナー 大阪弁護士会民事介入暴力及び 弁護士業務妨害対策委員会委員 近畿弁護士会連合会民事介入暴力及び 弁護士業務妨害対策委員会委員 バイオ・サイト・キャピタル株式会社社外取締役 大盛化工株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	古川 雅和	なし
取締役(監査等委員)	宮本 和俊	なし
取締役(監査等委員)	笠間 士郎	なし
取締役(監査等委員)	入江 正孝	ダイヤゼブラ電機株式会社監査役 新潟ダイヤモンド電子株式会社監査役
取締役 COO	長谷川 純	内部統制担当、安全担当 ダイヤゼブラ電機株式会社監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)入江正孝氏は常勤となります。監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、選定しております。
2. 取締役(監査等委員)古川雅和氏、同 笠間士郎氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役吉田夢佳志氏、同 岡本岳氏、取締役(監査等委員)古川雅和氏、同 宮本和俊氏、同 笠間士郎氏は、社外取締役であります。なお、吉田夢佳志氏、岡本岳氏の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はございません。
4. 当社は、取締役吉田夢佳志氏、同 岡本岳氏、取締役(監査等委員)古川雅和氏、同 宮本和俊氏、同 笠間士郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 新潟ダイヤモンド電子株式会社は2022年4月1日に社名変更を行い、ダイヤモンド電子株式会社となりました。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。(2022年4月1日現在)

なお、当社は委任型執行役員制度を導入しております。

藤木 一郎 常務執行役員COO(Chief Operating Officer) 調達本部長
徳原 英真 常務執行役員CF0(Chief Financial Officer)
森 信太郎 常務執行役員CT0(Chief Technology Officer)

空 本 豊	常務執行役員CAO(Chief Administrative Officer)
西 川 勇 介	常務執行役員CMO(Chief Marketing Officer)
阿 部 賢一郎	執行役員CQO(Chief Quality Officer) 品質保証本部長
植 嶋 寛 一	執行役員 グループ工場長、ものづくり本部長
遠 藤 伸	執行役員 社長室特命室長
森 下 浩 二	執行役員 自動車機器本部長
岩 野 功 史	執行役員 電子機器本部長
宮 城 康 夫	執行役員 エネルギーソリューション本部長
山 口 桂 一	技監
東 谷 恵 市	技監 技術本部長
藤 井 孝 治	技監 技術本部長補佐
吉 川 雅 一	技監 品質保証本部長補佐

② 取締役の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の報酬額の決定に関する方針を定めておりますが、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会で決議いただいた譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬の導入に伴い、取締役の報酬体系、取締役報酬（監査等委員である者を除く。）の報酬決定プロセスについて改定を行っております。決定方針の内容は下記のとおりであります。

なお、取締役の報酬等の額について、2019年6月25日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額を年額500百万円以内、監査等委員である取締役の金銭報酬の額を年額70百万円以内とすることをご承認いただいており、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会において、上記の金銭報酬の枠内で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給すること及び上記の金銭報酬とは別枠として業績連動型株式報酬制度を導入することを決議いただいております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬の基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績及び中長期的な企業価値・株主価値向上との連動や優秀な人材の確保にも配慮した体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

2) 取締役の報酬体系

ア. 取締役報酬は、固定報酬（「金銭報酬」）及びインセンティブ報酬（「株式報酬」：譲渡制限付株式報酬・業績連動型株式報酬）で構成する。

イ. 「固定報酬」である「金銭報酬」は毎月支給され、「インセンティブ報酬」の内、「譲渡制限付株式報酬」は、定時株主総会終結後一定の時期に付与され、役位、職責等に応じて、他社水準、従業員給与水準を考慮しながら、その報酬額や付与する株式の数を総合的に勘案して決定する。なお、譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内（うち社外取締役4百万円以内）とし、これを原資として譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内（うち社外取締役1,600株以内）とする。

一方、「業績連動型株式報酬」は、役位、職責、当社の経営戦略・事

業環境等を踏まえ、また、同業種、同規模企業の動向等を参考として当社が定める株式給付規定に従い、毎事業年度の業績等に応じて各取締役が付与するポイント数（付与ポイント算定指標：①営業利益額、②ROE（自己資本利益率）、③TSR（株主総利回り）、④ROC（営業利益額÷CO₂排出量））に相当する株式等を、毎年一定の時期に信託を通じて付与する。

ウ．当社の報酬構成の割合については、次のとおりとする。

「金銭報酬」：「譲渡制限付株式報酬」：「業績連動型株式報酬」＝1：0.8～1：0～2

3) 取締役報酬（監査等委員である者を除く。）の報酬決定プロセス

ア．取締役会は、取締役報酬（監査等委員である者を除く。）について、監査等委員会に報酬体系及び役位別報酬基準の見直し、個人別の報酬の妥当性の検討等を委嘱する。

イ．代表取締役は、取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の固定報酬額（案）を取締役に上程し、取締役会は、監査等委員会に当該案の妥当性を諮問し、答申を得た後に、代表取締役に個人別の固定報酬額の決定を委任する。代表取締役は、当該答申内容を踏まえ、役位、職責、在任年数等を総合的に考慮して、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個人別の固定報酬額を決定する。

ウ．代表取締役は、上記イ．により決定された個人別の固定報酬額を踏まえて、取締役（監査等委員、社外取締役を含む。）に対する「譲渡制限付株式」の個人別の割当数（案）を取締役に上程し、取締役会は、監査等委員会に当該案を諮問し、答申を得るものとする。取締役会は、当該答申内容を踏まえ、個人別の割当数を決定する。

エ．取締役会は、取締役（監査等委員、社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の評価指標や付与ポイント等を定める株式給付規定（案）については、その妥当性を監査等委員会に諮問し、答申を得た上で、制定、改定を行う。

オ．重大な不正・違反行為等が発覚あるいは発生した場合、会社は監査等委員会への諮問を経て、当該取締役に対し、報酬受益権の没収、又は支給済みの報酬の一部の返納や付与済み株式の一部を無償取得するため、報酬の返還を請求する場合がある。

(取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項)

ア. 委任を受けた者の氏名、地位及び担当

代表取締役社長 小野 有理

イ. 委任された権限の内容・理由等

当社は、代表取締役に対して、取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の固定報酬額（案）の策定及び監査等委員会からの答申を踏まえた個人別の固定報酬額の決定を委任しています。

決定権限の委任においては、当社の経営環境や業績、社員給与水準等を総合的に俯瞰した上で、取締役の管掌業務の職責、経歴等から判断する必要があることから、代表取締役が適任であると判断しております。

(取締役の個人別の報酬等の内容が本方針に沿うと判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容につき、取締役会から委任を受けた代表取締役が当社の業績や各取締役の職責等を踏まえて案を作成し、その妥当性につき決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った監査等委員会からの答申を踏まえて決定していることから、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の人員数 (人)
		固 定 報 酬	インセンティブ 報 酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	94 (16)	71 (15)	23 (1)	4 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	39 (14)	31 (12)	8 (1)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	134 (31)	102 (28)	31 (3)	8 (5)

④ 社外役員に関する事項（当事業年度における主な活動状況）

1) 取締役 吉田彦佳志氏

当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、議案及び審議に関し、企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。

2) 取締役 岡本岳氏

当事業年度開催の取締役会18回うち17回に出席し、議案及び審議に関し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

3) 取締役（監査等委員） 古川雅和氏

当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、議案及び審議に関し、金融に関する専門的見地及び取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。

また、当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席し、当社グループのガバナンス及び内部監査等の課題、問題点について、財務会計の知見から、適宜、必要な発言を行っております。

4) 取締役（監査等委員） 宮本和俊氏

当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、議案及び審議に関し、品質管理に関する専門的見地及び取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。

また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち12回に出席し、当社グループのガバナンス及び内部監査等の課題、問題点について、TQC (Total Quality Control)の知見から、適宜、必要な発言を行っております。

5) 取締役（監査等委員） 笠間士郎氏

当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、議案及び審議に関し、財務会計の専門的見地及び取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。

また、当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席し、当社グループのガバナンス及び内部監査等の課題、問題点について、経営管理の知見から、適宜、必要な発言を行っております。

⑤ 責任限定契約等の内容の概要

1) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する

契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

2) 補償契約の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を含む。）と当社との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約は締結しておりません。

3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

なお、当該契約は2022年12月に同内容での更新を予定しております。

(5) 会計監査人の状況

- ① 名称 仰星監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	77百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- 2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3. 当社の子会社である米国ダイヤモンド電機、ハンガリーダイヤモンド電機、中国ダイヤモンド電機（蘇州）、中国ダイヤモンド電機国際貿易（蘇州）、インドダイヤモンド電機、タイダイヤモンド電機、インドネシアダイヤモンド電機（販売）、インドネシアダイヤモンド電機（製造）、タイダイヤゼブラ電機、中国ダイヤゼブラ電機（上海）、ベトナムダイヤゼブラ電機は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、解任が相当と判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、職務執行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

特段定めておりません。

会社の最高意思決定機関は株主総会であり、その機関の決定及び付託を受けて行われるのが企業経営であります。ゆえに買収防衛策については定めておりません。

なお、経営支配権の取得を目的とする当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、当社取締役会では買収提案に応じるか否かを含め既存の株主価値が毀損されぬよう、買収提案者に対して買付行為や対価等の条件の妥当性に関する適切な情報の提供を求めるとともに、それが当社の株主価値並びに企業価値の向上に寄与するものであるかどうかについて評価及び検討し速やかに当社の見解を示すこと、あるいは状況に応じて買収提案者との交渉や株主への代替案の提示を行うことといたします。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

資本政策の基本方針として以下のとおり定めております。

- ① 収益力を維持・向上させることが重要であると考えており、社員一人当たり付加価値生産性を高めることで収益性を高め、自己資本の充実を図ります。
- ② 株主の皆様への還元については、長期的視点に立って企業体質の一層の強化及び将来の成長分野への投資のために必要な内部留保を確保し、安定配当の維持と向上を図ります。

この方針に則して、剰余金の配当は、連結当期純利益に対する2025年における配当性向25%以上を目標とし、今期以降もそれに向かって利益還元を実施したいと考えております。また、自己株式の取得についても、株主に対する有効な利益還元の一つと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

(注) 本事業報告のなかの記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。持株比率については、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,019	流動負債	40,307
現金及び預金	10,745	支払手形及び買掛金	8,792
受取手形	774	電子記録債務	5,239
売掛金	12,126	契約負債	4,383
電子記録債権	551	短期借入金	14,405
有価証券	97	1年内返済予定の長期借入金	3,409
商品及び製品	4,683	リース債務	189
仕掛品	1,234	未払金	1,547
原材料及び貯蔵品	12,169	未払法人税等	221
その他	3,640	賞与引当金	503
貸倒引当金	△3	製品保証引当金	453
固定資産	22,708	製品補償引当金	291
有形固定資産	15,447	その他	869
建物及び構築物	4,504	固定負債	18,244
機械装置及び運搬具	4,779	長期借入金	15,602
土地	3,306	リース債務	750
建設仮勘定	2,005	長期未払金	5
その他	851	退職給付に係る負債	845
無形固定資産	435	資産除去債務	218
のれん	40	繰延税金負債	656
その他	394	長期前受収益	152
投資その他の資産	6,826	その他	13
投資有価証券	2,908	負債合計	58,551
長期貸付金	10	(純資産の部)	
繰延税金資産	740	株主資本	9,474
退職給付に係る資産	457	資本金	654
その他	2,929	資本剰余金	9,716
貸倒引当金	△220	利益剰余金	901
資産合計	68,727	自己株式	△1,797
		その他の包括利益累計額	600
		その他有価証券評価差額金	△72
		為替換算調整勘定	610
		退職給付に係る調整累計額	62
		新株予約権	1
		非支配株主持分	100
		純資産合計	10,176
		負債・純資産合計	68,727

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	76,271
売上原価	65,149
販売費及び一般管理費	11,122
営業外収益	10,630
受取配当金	492
受取利息	18
受取配当差	26
受取配当金	950
受取配当金	20
受取配当金	73
受取配当金	141
受取配当金	1,231
営業外費用	223
支払手数料	136
支払手数料	95
営業外費用	455
特別利益	1,268
固定資産売却益	16
固定資産売却益	3
固定資産売却益	565
固定資産売却益	103
固定資産売却益	9
特別損失	698
固定資産売却損	11
固定資産売却損	34
固定資産売却損	3
固定資産売却損	290
固定資産売却損	67
固定資産売却損	59
固定資産売却損	74
固定資産売却損	7
税金等調整前当期純利益	550
法人税、住民税及び事業税	1,416
法人税、住民税及び事業税	454
法人税、住民税及び事業税	△308
当期純利益	146
非支配株主に帰属する当期純利益	1,270
親会社株主に帰属する当期純利益	△16
親会社株主に帰属する当期純利益	1,287

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,255	流動負債	12,117
現金及び預金	2,754	短期借入金	8,625
有価証券	97	1年内返済予定の長期借入金	2,951
前渡金	0	未払金	450
前払費用	119	未払費用	20
未収入金	3,973	未払法人税等	70
未消費税等	2	固定負債	12,116
関係会社短期貸付金	3,396	長期借入金	12,116
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,890	負債合計	24,233
その他	20	(純資産の部)	
固定資産	19,451	株主資本	7,472
投資その他の資産	19,451	資本金	654
投資有価証券	306	資本剰余金	8,090
関係会社株式	10,327	資本準備金	4,997
出資金	0	その他資本剰余金	3,092
関係会社長期貸付金	8,797	利益剰余金	525
その他	20	利益準備金	4
		その他利益剰余金	521
		繰越利益剰余金	521
		自己株式	△1,797
		新株予約権	1
		純資産合計	7,473
資産合計	31,707	負債・純資産合計	31,707

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,203
営 業 費 用		1,136
営 業 利 益		2,066
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	115	
為 替 差 益	518	
そ の 他	0	634
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	90	
支 払 手 数 料	132	
そ の 他	0	222
経 常 利 益		2,478
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,836	2,836
税 引 前 当 期 純 利 益		△358
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	44	44
当 期 純 利 益		△402

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所
指定社員 公認会計士 洪 誠 悟
業務執行社員
指定社員 公認会計士 西 田 直 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月 25 日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所
指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 西 田 直 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第98条の5に掲げる事項については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をいたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び、個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- ④ 事業報告に記載されている「取締役の報酬額の決定に関する方針」の内容は相当であり、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 5月25日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
監査等委員会

監査等委員	入江	正孝	㊟
監査等委員	古川	雅和	㊟
監査等委員	宮本	和俊	㊟
監査等委員	笠間	士郎	㊟

(注) 監査等委員 古川雅和、宮本和俊、並びに笠間士郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への還元については、長期的視点に立って企業体質の一層の強化及び将来の成長分野への投資のために必要な内部留保を確保し、安定配当の維持と向上を図ることを基本方針としております。

当年度の配当につきましては、上記の基本方針に基づき、2022年3月期通期連結業績等も踏まえて検討した結果、当期の期末配当につきましては、前期と同額の1株につき12円50銭の配当をさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金12円50銭

配当総額 100,221,563円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

(4) その他

配当原資につきましては、利益剰余金を予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたく存じます。

1. 提案の理由

(1) 発行可能株式総数の変更

将来の機動的な資本政策の実行を可能とするため、現行定款第6条に規定する発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 電子提供措置等の新設

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,460</u> 万株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,261</u> 万株とする。

現行定款	変更案
<p data-bbox="106 200 546 256"><u>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p data-bbox="128 284 546 543"><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="291 603 358 627">（新設）</p>	<p data-bbox="756 200 823 224">（削除）</p> <p data-bbox="568 603 845 627"><u>第16条（電子提供措置等）</u></p> <ol data-bbox="571 655 1013 977" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="571 655 1013 781"><u>1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <li data-bbox="571 788 1013 977"><u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株式の数
1 【再任】	おのゆうり 小野 有理 (1974年11月3日生)	2005年5月 ユーリズムコンサルティング代表 2015年4月 NST株式会社代表取締役社長 2016年6月 ダイヤモンド電機株式会社代表取締役社長 2016年10月 同社代表取締役社長CEO 2017年6月 同社代表取締役社長CEO 兼 グループCEO 2018年10月 同社代表取締役社長CEO（現任） 当社代表取締役社長CEO 兼 グループCEO（現任） 2019年1月 田淵電機株式会社（現ダイヤゼブラ電機株式会社）代表取締役社長CEO（現任） 2021年10月 ゼブラ電子株式会社 代表取締役社長CEO（現任）	40,100株
<p>【重要な兼職の状況】 ダイヤゼブラ電機株式会社 代表取締役社長CEO ダイヤモンド電機株式会社 代表取締役社長CEO ゼブラ電子株式会社 代表取締役社長CEO</p> <p>【選任理由】 当社の代表取締役社長CEO兼グループCEOとして、他に類を見ない二社同時再生に取り組んでおります。今後も強烈なリーダーシップを活かし、引き続き、当社グループの企業価値向上及びガバナンス体制の強化に資することを期待し、取締役候補者といたしました。</p> <p>【取締役候補者と当社との特別利害関係】 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>【取締役在任期間】 本株主総会終結の時をもって3年8カ月であります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株式の数
2	よしだたかし 吉田 遼 佳 志 (1943年11月13日生)	1966年4月 大東プレス工業株式会社入社 1966年12月 同社専務取締役 1974年7月 同社代表取締役社長 2014年5月 同社代表取締役会長 2016年6月 ダイヤモンド電機株式会社取締役 2017年6月 同社取締役監査等委員 2018年10月 当社取締役監査等委員 2019年5月 大東プレス工業株式会社取締役相談 役 2020年6月 当社取締役(現任) 2021年5月 大東プレス工業株式会社相談役(現 任)	300株
【再任】 【社外】	【重要な兼職の状況】 大東プレス工業株式会社 相談役 一般社団法人日本自動車部品工業会 理事職 一般社団法人大阪金属プレス工業会 相談役 【選任理由及び期待される役割】 これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い業界での見識を有しており、その専門的な知見を当社の経営に活かしていただくことで、主に経営的な視点からの助言等を通じて当社経営に活かしていただけることを期待し、引き続き、社外取締役候補者といいたしました。 【社外取締役候補者と当社との特別利害関係】 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 【社外取締役在任期間】 本株主総会終結の時をもって3年8カ月であります。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株式の数
	おかもと がく 岡本 岳 (1968年4月2日生)	1996年4月 弁護士名簿登録 大阪市内の法律事務所勤務 2004年3月 岡本岳法律事務所所長 2010年4月 岡本・豊永法律事務所 共同パートナー（現任） 2016年6月 ダイヤモンド電機株式会社取締役 2017年6月 同社取締役監査等委員 2018年10月 当社取締役監査等委員 2020年6月 当社取締役（現任）	300株
3 【再任】 【社外】	<p>【重要な兼職の状況】 岡本・豊永法律事務所 共同パートナー 大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 委員 近畿弁護士会連合会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 委員 バイオ・サイト・キャピタル株式会社 社外取締役 大盛化工株式会社 社外監査役</p> <p>【選任理由及び期待される役割】 これまでの弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくことで、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化等に尽力いただけることを期待し、引き続き、社外取締役候補者としていたしました。</p> <p>【社外取締役候補者と当社との特別利害関係】 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>【社外取締役在任期間】 本株主総会終結の時をもって3年8カ月であります。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株式の数
4 【再任】	はせがわ じゅん 長谷川 純 (1960年4月6日生)	1989年4月 日本生命保険相互会社入社 1993年9月 産興運輸株式会社入社 1999年6月 ミドリ電化株式会社入社 2001年3月 ダイヤモンド電機株式会社入社 2014年4月 同社管理本部副本部長（兼）総務労安部長 2014年10月 同社監査室長 2016年6月 同社常務取締役 2017年6月 同社取締役常務執行役員 国内関係会社及び内部統制担当 2018年4月 同社取締役常務執行役員CCO及び内部統制担当 2018年10月 当社取締役常務執行役員 グループCCO及び内部統制担当、安全担当 2019年1月 田淵電機株式会社 取締役 2020年4月 ダイヤモンド電機株式会社 取締役 当社取締役CCO内部統制担当、安全担当（現任） 2020年4月 ダイヤゼブラ電機株式会社 監査役（現任）	10,600株
<p>【重要な兼職の状況】 ダイヤゼブラ電機株式会社 監査役</p> <p>【選任理由】 二社同時再生において、そのスピード及び変化に戸惑いながらも頑張る仲間達を支える組織や社員間の調整役として精力的にその任に当たっており、本職務を遂行することで、当社経営及び働く仲間達のモチベーション向上等に資することを期待し、引き続き、取締役候補者といたしました。</p> <p>【取締役候補者と当社との特別利害関係】 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>【取締役在任期間】 本株主総会終結の時をもって3年8カ月であります。</p>			

- (注) 1. 吉田夢佳志氏、岡本岳氏は社外取締役の候補者であります。
2. 当社は、吉田夢佳志氏、岡本岳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 当社は、吉田夢佳志氏、岡本岳氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める最低責任限度額として締結しており、両氏が原案通り選任された場合は、本契約を継続する予定です。
4. 小野有理氏、吉田夢佳志氏、岡本岳氏、長谷川純氏は、現在当社と保険会社との間で締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者であり、その内容の概要及び当該契約の更新時期については招集通知25ページ記載の通りです。原案通り選任された場合は、引き続き本契約の被保険者とする予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現在の監査等委員である取締役宮本和俊、笠間士郎両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出に関しましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株式の数
1	みやもとかずとし 宮本和俊 (1949年8月27日生)	1975年4月 三菱電機株式会社入社 1998年4月 同社品質保証部長 2003年3月 株式会社ルネサステクノロジ入社 品質保証統括部長 2009年9月 学術博士 2010年3月 株式会社ルネサスデザイン入社 2019年1月 田淵電機株式会社監査役 2019年3月 同社取締役監査等委員 2020年6月 当社取締役監査等委員（現任）	300株
【再任】 【社外】	<p>【重要な兼職の状況】 なし</p> <p>【選任理由及び期待される役割】 同氏は、長年に亘り電子機器業界で活躍され、豊富な経験・実績・知見を有していることから、同氏の見識・経験等を当社グループのガバナンス強化及び監査に活かすため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者と当社との特別利害関係】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>【監査等委員である社外取締役在任期間】 本株主総会終結の時をもって2年であります。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株式の数
2	かきましろう 笠間士郎 (1955年3月15日生)	1977年4月 株式会社兵庫相互銀行（現株式会社 みなと銀行）入行 1999年4月 第一稀元素化学工業株式会社入社 2003年3月 同社財務部長 2003年5月 同社取締役就任財務部長 2004年3月 同社取締役総務部長兼財務部担当 2011年6月 同社常勤監査役 2019年3月 田淵電機株式会社取締役監査等委員 2020年6月 同社取締役監査等委員（現任）	1,300株
【再任】 【社外】	<p>【重要な兼職の状況】 なし</p> <p>【選任理由及び期待される役割】 同氏は、金融及び会計の幅広い見識を有し、また企業経営者として豊富な経験を有しており、その専門的見地から当社の経営ガバナンスの向上に向け適切に助言・指導頂くため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者と当社との特別利害関係】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>【監査等委員である社外取締役在任期間】 本株主総会終結の時をもって2年であります。</p>		

- (注) 1. 宮本和俊氏、笠間士郎氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 宮本和俊氏、笠間士郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 宮本和俊氏、笠間士郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める最低責任限度額として締結しており、両氏が原案通り選任された場合は、本契約を継続する予定です。
4. 宮本和俊氏、笠間士郎氏は、現在当社と保険会社との間で締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者であり、その内容の概要及び当該契約の更新時期については招集通知25ページ記載の通りです。両氏が原案通り選任された場合は、引き続き本契約の被保険者とする予定です。

(ご参考) 当社取締役 (監査等委員含む) に求める専門性及び経験

氏 名	地 位	【経】	【事】	【CG】	【ESG】
小野 有理	代表取締役 (社長CEO兼グループCEO)	●	○		○
吉田 夢佳志	取締役 [社外]	○	●		○
岡本 岳	取締役 [社外]			●	○
長谷川 純	取締役 (CCO、内部統制担当、安全担当)			○	●
古川 雅和	取締役監査等委員 [社外]			●	○
宮本 和俊	取締役監査等委員 [社外]		●		○
笠間 士郎	取締役監査等委員 [社外]			●	○
入江 正孝	取締役監査等委員			●	○

*ご参考までに、各取締役に特に求める分野「●」並びに副次的に求める分野「○」を記載しております。

【経】 我が社の目的及び目標並びに経営戦略の策定及び遂行、お客様第一の姿勢徹底、多面体に耀き働く仲間達を大切にする、率先垂範リーダーシップ&トップセールス

【事】 ものづくり企業におけるお客様要求品質への理解及び見識、サプライチェーン並びに業界見識

【CG】 弁護士及び金融機関出身者としてのコンプライアンス (法令遵守) 並びにCSR (企業の社会的責任) への見識、公器としてのアカウンタビリティ (説明責任)

* CG : コーポレートガバナンス

【ESG】 環境整備、地域共生、多面体に耀き働く仲間達を大切にする

* ESG : 環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance)

(ご参考) 取締役候補者の指名方針

当社は、次の指名方針に沿って、適切な取締役候補者を指名し、社外取締役が過半数を占める監査等委員会への諮問を経て、取締役会にて決議し、株主総会に付議しております。

(1) 取締役（監査等委員を除く）の指名

当社の取締役（監査等委員を除く）については、グループ経営理念に基づいた高い倫理観を持ち、戦略的思考力、判断力に優れ、かつ変化への柔軟性などを有し、あわせて、意思決定と経営の監督を行うことができる者を指名し、このうち半数を社外取締役としております。

(2) 監査等委員である取締役の指名

当社の監査等委員である取締役については、グループ経営理念に基づいた高い倫理観を持ち、一定の専門的な知識を備え、業務執行について適切に監督でき、かつ独立した客観的な立場から取締役会や経営陣に機動的・積極的な意見を述べるができる者を指名し、このうち過半数を社外取締役としております。

(ご参考) 社外取締役の独立性の判断基準

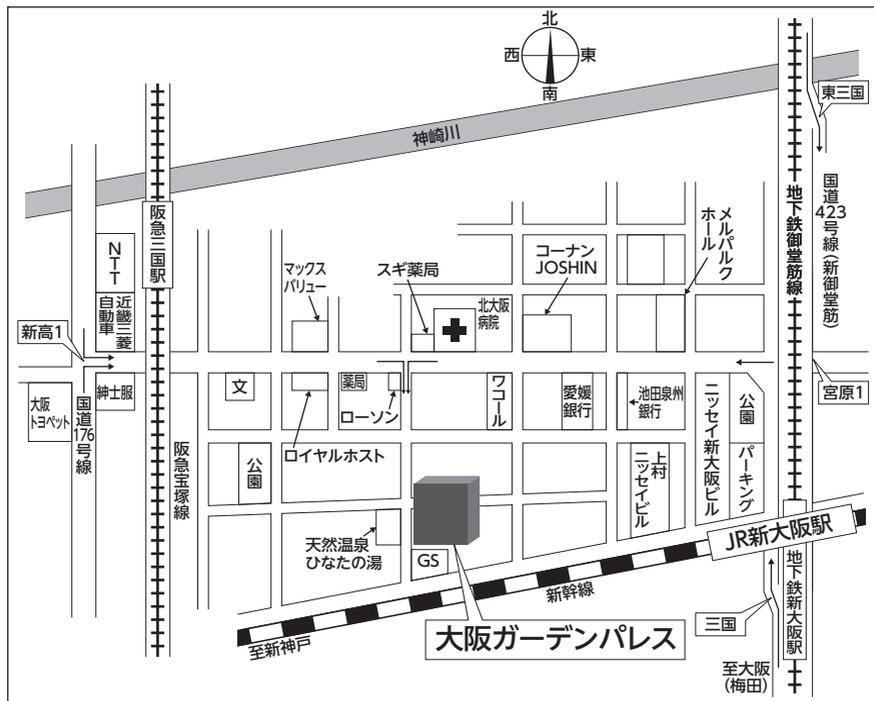
当社の社外取締役については、高い経営の透明性と経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を確立し、企業価値の向上を図るため、東京証券取引所の定める独立役員の独立性判断基準に加え、以下の事項の一つにでも該当した場合には、独立性がないと判断しております。

- (1) 当該社外取締役が、現在及び過去10年以内において、当社あるいは当社子会社の業務執行者として在籍していた場合
- (2) 当該社外取締役の二親等以内の親族が、現在及び過去10年以内において、当社あるいは当社子会社の業務執行者として在籍していた場合
- (3) 当該社外取締役が、過去3事業年度において、当社グループ連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者として在籍していた場合
- (4) 当該社外取締役が、出資比率10%以上の主要株主又は出資先の業務執行者として在籍していた場合
- (5) 当該社外取締役が、過去3事業年度において、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして当社からの役員報酬以外に年間500万円を超える報酬を得ていた場合

以 上

株主総会会場ご案内図

大阪ガーデンパレス2階 桐・桜
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1丁目3-35
TEL: 06-6396-6211



【交通のご案内】

- 電車
 - ・地下鉄御堂筋線「新大阪駅」④番出口より徒歩10分
 - ・JR「新大阪駅」北口より徒歩15分
 - ・新大阪駅より大阪ガーデンパレスのシャトルバスをご利用いただけます。詳しくは大阪ガーデンパレスのホームページ (<https://www.hotelgp-osaka.com>) をご参照ください。
- お車
 - ・新御堂筋 (国道423号線) をご利用の場合
梅田方面からは「三国」を出て信号を左折、千里方面からは「東三国」を出て直進、新大阪駅手前〔宮原1〕交差点を右折、約800m直進4つ目の信号を左折すぐ。
 - ・国道176号線をご利用の場合
〔新高1〕交差点を新大阪駅方面に約600m東進、4つ目の信号を右折すぐ。